

### 33. 山下公園・日本大通周辺地区におけるデザインガイドラインの変遷と運用に関する研究

Study on the History and the Use of the Design Guideline in Yamashita Park and Nihon Odori District

堀崎真一\*・北沢 猛\*\*・西村幸夫\*\*

Shinichi Horisaki, Takeru Kitazawa and Yukio Nishimura

This article is the case study of the change of the design guideline and the analysis of method of use in Yamashita Park and Nihon Odori District. The authors focused how the role of the guideline and method of use by local government has changed according to the change of the condition. They conclusions of the study are as follows;

The design guideline has used responding to maturity of the district and each stage, the method to guide were different. And the role of guideline has changed.

**Keywords :** *design guideline, Yokohama, landscape*  
デザインガイドライン 横浜 景観

#### 1. はじめに

##### (1) 研究の背景

近年、都市景観整備の問題は大都市、中小都市を問わず共通の行政課題となりつつあり、地域の個性を活かした魅力ある都市空間形成の方法が模索されている。しかし、依然として全国一律の法制度は地域の実状に即した施策には不十分であり、各自治体の独自の取り組みも見られる。その1つとして、行政が都市計画的な観点から建築物の形態等の誘導を行うための独自の方針・基準であるデザインガイドライン（以下ガイドラインと略称）が多くの自治体で整備されるようになってきた。しかし、一方でガイドライン自身の限界も指摘され<sup>①</sup>、運用の方法によっては上手く機能しないケースもある。整備の次の段階として、限界を補い、時間の経過に伴う状況の変化に対応して、いかに効果的な運用を図っていくかが課題となっている。

ガイドラインの運用に関する研究としては3)<sup>②</sup>~5)<sup>③</sup>などがあるが、これらは指導の件数や協議の内容から制度の有効性について考察したものであり、継続的な運用のあり方に関する研究の蓄積は十分になされているとは言えない<sup>④</sup>。

##### (2) 研究の目的

横浜市の山下公園・日本大通周辺地区は、1970年代前半からガイドラインが運用されてきた先駆的な事例であると共に、現在までデザイン指導が続けられ、状況の変化に合わせた継続的な運用の方法や課題の分析には適している。さらにガイドラインが単独ではなく、総合的な戦略のもとに位置付けられ、他の手法や事業と連携しな

がら運用されてきた。これらの分析を通して効果的な運用のための行政の姿勢や連携の方法、さらには課題を明らかにすることができる。本研究では、この地区における継続的なガイドライン運用の実態とその変遷を把握し、背景や関連施策との関係性、行政の姿勢、課題を明らかにすることにより、ガイドラインの運用に関する示唆を得ると共に、その意義とあり方を考察することを目的とする。

##### (3) 研究の方法

本研究では、文献資料<sup>⑤</sup>、行政資料をもとに、当地区におけるガイドラインと運用の実態を時代毎に把握し、その役割や背景との関係について考察した。さらに近年の取り組みに関しては、現地調査や行政資料による指導結果の分析、横浜市の担当者へのヒアリング<sup>⑥</sup>をもとに実態を把握し、課題を明らかにした。

#### 2. ガイドライン運用の背景

##### (1) デザイン指導の背景

1858年の開港の舞台である山下公園・日本大通周辺地区は、外国人居留地として発達し、その後も官公庁の建物が集中するなど開港以来横浜の中心的な役割を果たしてきた。外部の専門家と市の行政担当者によって構成され、都市美の視点を施策へ取り入れることを目的として1965年に設置された都市美対策審議会では、この地区を横浜の代表的な地区として議論の対象とすることも多かった<sup>⑦</sup>。具体的には美観地区指定の検討をはじめ、容積制により建物に空地を確保し、そこに緑地を増やす、海側からの景観を意識して建物のボリュームを大きくする

\*学生会員 東京大学大学院都市工学専攻 (Univ. of Tokyo)

\*\*正会員 東京大学工学部都市工学科 (Univ. of Tokyo)

等の提案がなされていた<sup>4)</sup>。

しかし、第2次大戦による被害と米軍の接収によって地区の復興は大きく遅れ、1960年代になっても依然として空き地が点在していた。当時始まった新しい都市づくりにおいて、歴史的に重要なこの地区をいかに開発していくかは横浜市にとって重要な課題であった。

### (2) 開発における戦略

1965年に発表された「都市づくりの将来構想」では6大事業が提案され、その1つである「都心部強化事業」では、横浜の中心的な役割を担う一体的な都心部の形成が目標であった。その骨格的プランである「緑の軸線構想(1968年)」では、拠点の整備とそれらをつなぐネットワーク形成が計画された。この計画の実施においては、まず重点地区を集中的に整備し、順次周辺へと効果を拡大していく戦略が立てられた。山下公園周辺地区は開発の起爆剤として、また魅力を高めるためのデザイン指導を行うモデル地区として位置付けられた。

### (3) 法制度の整備とガイドライン運用の方針

当時の法制度には都市デザイン的な視点から、行政の裁量性の無さ、制度運用の繁雑さ、敷地や空地に対する指導の不十分さ、変化する状況への対応の難しさ等の問題点があった。横浜市は、これを補うために許可制度を活用するとともに行政指導を行うこととした<sup>9)</sup>。これらの効果を高めるにはいかに多くの建築物を許可制度と行政指導に持ちこめる環境を作るかが重要であった。そこで1973年の新用途地域地区指定時に容積率の低数値の採用や住居容積制の導入、全市的な高度地区指定を行い、厳しい規制を行うのと同時にそれを緩和できる横浜市独自の

総合設計制度である「市街地環境設計制度」を創設し<sup>9)</sup>、許可制度と行政指導へと持ち込もうとした。又、行政指導の指針となるガイドラインについては、地区のデザイン原則を基本とすること、市民的合意に基づくこと、実現のための総合調整と定着を図ること、を目標に掲げていた<sup>10)</sup>。

## 3. ガイドラインの導入

### (1) 構想の具体化

1970年代に入り、県民ホール(1974年)や産業貿易センター(1975年)等の計画を契機にこの地区での開発が始まった。横浜市・企画調整局は道路の幅員、空き地の状況、来街者の主要動線、駐車場の敷設状況、街路樹の状態、建物の用途状況等の調査を行い、地区整備の方針であるガイドライン(「まちづくり構想」<sup>6)</sup>1971年)を作成し(図-1,表-1)、街区形成の計画基準を持って事業者との協議に臨んだ。当初は曖昧な方針であり、その存在も公表されず、直接、事業者との協議を行う中で具



図-1 ガイドラインの対象範囲の変遷

表-1 ガイドラインの変遷

名称(年)対象とするゾーン	基準の概要	
まちづくり構想(街区形成の計画基準)(1971年) A	建物用途:公共的性格の高い建物 壁面後退:前面敷地境界線から3m後退 駐車場:歩車の動線を分けて駐車場の入り口を取る 空地の確保:歩行者の動線に沿って敷地内広場を取る	
山下公園周辺地区開発指導構想(1973年) A, B, C	ゾーンの性格(A:パブリック、B:ショッピング・アミューズメント、C:ビジネス)、壁面線設定、最小限空地率、駐車場とそのアプローチ、建物形態等 A(パブリック)ゾーンの例 建物用途:公共性、国際性、文化性を持ち、夜もアクティビティを持つ 最小限空地率:30% 駐車場:極力ビルに内蔵し、アプローチは山下公園側にはとらない 建物形状:塔状又は海岸線に対して直角方向に長い形とし、オープンスペースと風通を確保、高さは積極的に緩和	
山下公園・日本大通り周辺地区指導基準(1977年) A, B, C, D	用途	A:公共的性格 B:周辺の土地利用を支える機能、C:業務機能
	敷地利用	敷地規模:共同化 容積率・高さ:一定の水準を抑えるが、環境整備の貢献度に応じて割増する 眺望:一定以上の高さでは高層階に公共施設入れ眺望を公開する
街づくり協議指針(1986年) A, B, C, D, E	歩行者環境	山下公園通り3m、他にも歩道状に1.2~1.5mの指定、角地に広場
	建物形態	山下公園と銀杏並木への日照を考慮、レンガを基調とした素材や色彩
	歴史環境と緑	歴史的建造物の保全と緑化
	広告物	港側には設置せず、総量75㎡未満高さ5m以下、極力地上の独立広告
	建物用途	A:公共的性格、B:商業機能、C:事務所機能、D:官公庁事務所
	建物の位置・形態	A:塔状又は山下公園通りに直角方向に長い長方形 A, D:色彩は茶系統を基調、一部の街路に各々指定、それ以外は1.5m
壁面後退	一部の街路に各々指定、それ以外は1.5m	
歴史環境と緑	歴史的建造物の保全と緑化	
駐車場	歩行者動線沿いには駐車場への進入路は設けない	
広告物	A, D:高さ、位置、総面積の規定、B, C, Eもできる限り考慮	
その他	敷地・建物の共同化、緑化の推進、	

14)をもとに作成

体的な基準としていった。

### (2) 手探りの中での運用

計画に対して何らかの誘導が必要ではあるが、具体的な基準や運用の方法に関しては行政の側にも確信が無く、又、どの程度の協力を引き出せるかを探りながらの運用であった。さらにデザイン指導の下地がほとんどない状況であり、様々な機会を通して約束を取り付け、その中で実現をしていかざるを得なかった。県民ホールでは県が横浜市との土地交換を必要としていたこと、産業貿易センターでは容積と高さの緩和を必要としたことを契機に協力を取り付けていった。

### (3) 都市の顔を創り出す目標水準としての役割

当時のガイドラインは、横浜の代表として相応しい地区を作り上げるものであり、ここでの成果はその後の指導の先行事例となるものであった。指導においては、事例ごとに異なる敷地や規模、用途などの条件を十分に活かした計画を、いかに多く引き出して、横浜らしさを作り上げるかが重要であった。そのため、計画ごとに異なった柔軟な対応をしていく必要があり、あらかじめ詳細な基準を定めることは難しかった。そこで、幅を持たせた曖昧な基準をもとに、長期間にわたる協議の中でその意味と価値について十分に話し合い、納得した上でより高い水準を実現していった。

## 4. ガイドラインの定着

### (1) 指導地区の拡大と基準の詳細化

協議を通じて引き出された成果を整理する一方で、「山下公園周辺地区調査(1973年)」を基に指導を街区から地区レベルへと拡大し、ガイドライン(「山下公園周辺地区開発指導構想」1973年)としてまとめた(図-

1,表-1)。基準の視点は幅広くなり、より詳細なものとなった。

成果をもとに指導を行いながらも、画一的な基準とならないよう、個々の事例によって異なる要求をし、その魅力を引き出していくことが重視された。神奈川センター前広場や英七番館(1977年)、日航ホテル(現在のザ・ホテルヨコハマ、1979年)ではガイドラインの求める項目以外に、個々の歴史的な価値や立地、特性に合わせて、保全や公共的な施設の導入を行った。

### (2) 民間主体への移行

初期の事例が公共的性格の強い建物中心であったのに対して、この時期には徐々に民間主体のものも対象となっていた。しかしガイドラインは依然として行政内部の基準に過ぎず、計画段階から協議に参加し、直接的に指導を行った。

## 5. 方針の転換とガイドラインのサポート

### (1) 一般の基準としての運用

ペア広場等の事例や他地区での活動によって1970年代後半には都市デザインの認知度は高まり、市民にも地区のイメージとして定着するなど、ガイドラインは一定の成果を上げていた。しかし公開されていない行政内部の不透明な基準による指導に対する批判の声もあり、ある程度明確な基準として示す必要性が生じた。そこで、当時日本大通でも幾つかの建築計画があり、その指導を行うために、対象地区を拡大してガイドライン「山下公園・日本大通周辺地区指導基準」(1977年)を定めた(図-1,表-1)。この段階で指導基準の存在は一般に公表されたが、依然として計画段階で提示するものであり、誰でも内容を知ることのできるものではなかった。また日

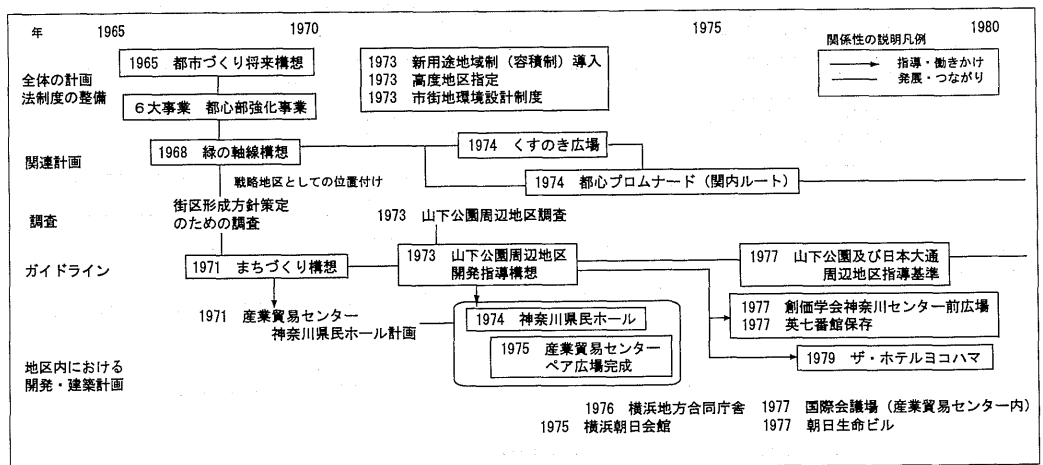


図-2 初期のガイドラインと関連計画との関係

本大通については、初期の山下公園周辺地区と同様に行政側にも具体的なイメージはなく、協議の中で徐々に具体化していった。

(2) 状況の変化に伴う方針の転換

ガイドラインは定めたが、この頃には当初の開発の波は収まり、新規の計画に対する指導だけでは十分な成果を上げられなくなった。そこで横浜市は改修や色の塗り替え等も対象に入れ、この地区ではそれまであまり行われなかった公共事業をきっかけとして周辺へと働きかけていった。開港広場（1984年）では、公共空間と視点場を整備し、それに調和するデザインを周辺の建物に求め、港郵便局や横浜海岸教会の色の塗り替えや、シルクセンター角地広場整備等へとつながっていった。それまでに90%の壁面後退が終了していた山下公園通り再整備（1985年）では、舗装の整備を契機に後退していなかった敷地でも後退を実現させた。これらの事業は、建物の更新に合わせてしか働きかけられないガイドラインの欠点を補うものであった。

(3) ガイドラインをサポートする公共事業

一方で公共事業によってガイドラインをサポートする必要もあった。1980年に起こったマンション計画は公共用途を求めるガイドラインに合わないものであり、協議を重ねたが折り合いが付き、市が土地を買収した。これは強制力を持たないガイドラインの限界であり、こうした事業が行われることとなった。また人形の家（1986年）は、別の地区での計画案もあったが、当時人通りの少なかった山手側に動線をつくる目的もあり、この地区に建設された。単にガイドラインへの協力を事業者に求めるだけでなく、それに見合った環境を創り出し

ていこうとするものであった。

(4) 主体の拡大

山下公園通り再整備では公道と民有地内の道路の整備を一体的に舗装することとなり、地元住民との連携の必要性から、この通りに面した所有者による「山下公園通り会」が発足した。行政が指導を行う一方で、地元住民も主体として取り込んでいく動きであり、これまでほとんど補償の無い状況でガイドラインに協力し、整備を行ってきた地元住民に公共側が報いるものであった。

6. 近年のガイドラインの運用

(1) 街づくり協議制度としての指導

横浜市の一部の地域では、1970年代から市街地再開発事業の推進や工場移転跡地利用の誘導を目的として、都市計画局による行政指導が行われていたが、1980年頃にはその対象を建築物の個別更新へと拡大していた。1982年の企画調整局の解体に伴い、1983年には山下公園・日本大通周辺地区の指導も都市計画局による行政指導へ統合された。その後1986年に「街づくり協議制度」として理論化され、建築確認申請の事前協議のシステムが確立した<sup>12)</sup>。ガイドライン（「街づくり指導指針」）と対象範囲も改訂され（図-1、表-1）、「街づくり協議ハンドブック」として一般に公開された。

(2) ガイドライン運用を取巻く状況の変化

法制度の整備のもとで運用されてきたガイドラインであったが、1980年代の規制緩和の流れの中での法制度の改訂等により、その状況は大きく変化していた。独自の規制であった住居容積制は廃止され、高度地区制度では「最低限高度地区指定地域での最高限高度規制は解除

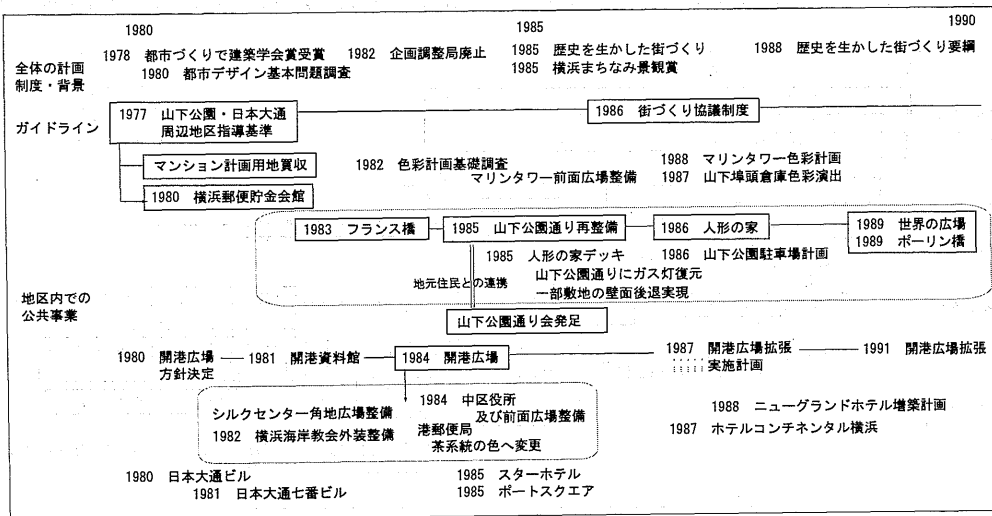


図-3 公共事業と周辺への波及の関係

される」規定が追加された。その結果、これまで法制度によってコントロールされていた部分までガイドラインによって指導していく必要性が生じていた。また、この頃には「みなとみらい21」の整備が進み、山下公園・日本大通周辺地区の業務・商業機能の受け皿としての役割は変化しつつあった。新しい方向性が必要であった。

### (3) 指導の実態と指導結果

現在、街づくり協議は建築確認申請の前に数回行われ、「街づくり協議指針」<sup>(6)</sup>に沿って指導がなされている。その結果は、事業者側が計画内容を申告し、行政側が協議の結果と判断を記入する「街づくり協議メモ」によって記録されている<sup>(7)</sup>。これをもとに1989年から1999年までの協議申請理由別の件数と新築のゾーン全体における割合をまとめると表-2のようになる。

表-2 申請理由別協議件数とゾーン内での割合

ゾーン	新築	増築	看板設置	その他	合計	ゾーン内での新築の割合
A	2	4	1	1	8	11.1
B	12	0	4	0	16	44.4
C	5	1	3	0	9	26.3
D	3	2	1	0	6	10.7
E	25	5	4	1	35	25.0
合計	47	12	13	2	74	24.5

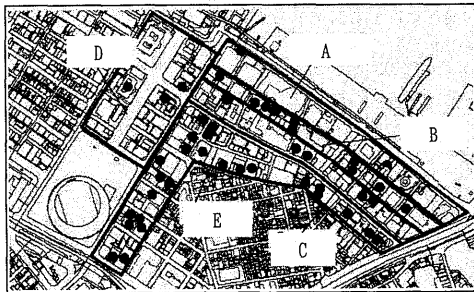


図-4 新築建物の分布(1989~1999)

<sup>13)</sup>及び現地調査により筆者が作成1970~80年代に開発が進んだA,DからB,C,Eへと開発、更新の中心が移っている。

次に壁面後退、建物の色彩、素材に関して、協議メモから協議結果をみると、表-3のようになる<sup>(8)</sup>。

表-3 協議結果

ゾーン	壁面後退	色彩	素材
A	1 (3)	0 (2)	0 (2)
B	11 (11)	9 (9)	7 (7)
C	2 (3)	3 (3)	2 (2)
D	1 (2)	1 (3)	1 (3)
E	19 (19)	9 (11)	14 (14)
合計	34 (38)	22 (28)	24 (28)

街づくり協議メモと現在の横浜市担当者へのヒアリングをもとに、協議の結果を分析すると、壁面後退に関しては、多くの街路で連続的に後退が実施されてきており、敷地規模や個々の建物によって程度は異なるが何ら

かの配慮がされることが多い。また色彩・素材に関しては、茶色系とガイドラインに明記されているのはA,Dのみだが、他のゾーンで自主的な協力がなされることも多く、地区のイメージとして定着してきている。地区内の建築物全体に対する現地調査ではA,Dゾーンの建物色彩はそれぞれ69%、77%が茶色系であり、B,C,Eでは43%、63%、54%であった。

一方で、協議が度々行われたり、なかなか折り合いがつかないものは商業・業務用途への住宅の立地、最低限高度地区での高さ、看板に関するもの等であった。用途と高さの制限は、法制度の改訂や廃止によって従来の規制がなくなったが、依然としてガイドラインで協力を求めているものであり、経済的な側面も大きく、指導が難しい。また看板の制限は、A,Dゾーン以外ではガイドラインでも配慮を求めるに留まっており、十分な理解を得られない場合もある。

全体としてみると、基準として明記できるものについてはよく守られるが、それ以外の指導は難しく、ガイドラインは「これだけは守ればよい」といった最低基準の側面が強くなってきている。

### (4) 課題と今後の方向性

担当者的話では、この地区でのガイドラインについて設計者はある程度の理解を示しており、いかに事業者を説得できるかが課題である。また、壁面後退、色彩、素材等に関しては、これまでの積み重ねを最低基準として、壁面後退幅をさらに増やす、後退部分の利用方法を規定する、自主的に色彩を揃えていた地区でも色彩の規定をするなど、もう1つ上の段階を目指すための方法が必要となっている。その際、目標水準としての性格を保ちながら、最低基準の規制力を高めていくことが課題である。また、これまで行政が中心となってきたが、徐々に住民が主体となってガイドラインに代わるルールを活用していく時期に来ている。

一方、情報文化センター(2000年完成)や地下鉄みなとみらい21線の建設など、再び地区の開発が進みつつあり、これまでのガイドラインの見直しを図っていく時期に来ている。横浜市では、都市デザイン条例(仮称)の検討を始め、基準の見直しを図っていく予定である。

## 7. まとめ

以上見てきたように、山下公園・日本大通周辺地区におけるガイドラインとその運用の方法は、時間の経過と状況の変化に伴って変化し、果たす役割も異なってきた。これを地区の熟度と行政の関与という視点から眺めると、基本的なイメージが確立されていない段階では、行政が積極的に時間をかけて関与し、イメージを創り出してい

く必要があった。しかし、成果が上げられるのに伴い、徐々に民間へと対象が移り、波及効果も生じてきた。この時期には、行政はサポートする姿勢であり、公共事業を通じて関与をしていった。近年では地区の熟度は高まり、運用のプロセスが確立するなど行政の手を離れる時期に来つつあるといえる。

この間のガイドラインの位置付けは、行政内部の非公開の方針（まちづくり構想、山下公園周辺地区開発指導構想）から存在のみ公開された基準（山下公園・日本大通周辺地区指導基準）となり、全て公開された一般の基準（街づくり協議指針）へと変化してきた。

一方、ガイドラインの内容と果たす役割という視点から眺めると、当初のガイドラインは曖昧ながら、目標水準を実現させる柔軟な方針やきっかけとしての役割であったが、対象が拡大し、詳細化、一般化に伴って徐々に最低基準としての性格が強くなりつつある。このように、ガイドラインとその運用の変遷にも様々な見方が可能であり、状況の変化に対してその都度対応してきたのが横浜市のガイドラインの運用であった。

さらにガイドラインの変遷から次のような評価が可能である。ガイドラインは地区の熟度に合わせて運用していくべきであり、修正を繰り返していく必要がある。そして法的に弱いガイドラインの限界を、地区計画や建築協定等で補っていくことも必要である。しかし、ガイドラインは単なる基準ではなく、地区整備に対する理念やプランをも示すものである。きちんとした方針を示し、それに基づいて実現させるための手法や事業を対応させていく。これはガイドラインのみが果たしうる役割であり、基準の部分は変化させても、理念やプランは変えてはならない。

また、全てが初めから制度によって定められる訳ではない。柔軟な方針によって地区の熟度を高め、徐々に他の手法へと引き渡していくこともガイドラインの果たす役割であるといえる。

#### 補注

- (1)1)では補償的措置やインセンティブが伴わない場合には限界があり、2)ではまちづくりとの連携を欠く場合にガイドラインは殆ど機能しないと論じている。
- (2)6)は山下公園・日本大通地区を中心として、横浜の都市デザイン行政の取り組みをまとめている。その中でガイドラインやその機能についても取り上げているが、ガイドラインの現在までの変遷の中で、継続的な運用のあり方を探っていくものではない。その他ガイドラインの変遷を扱った研究はない。
- (3)2001年1月に横浜市役所都市計画局において都心部整備課の担当者に対して行った。
- (4)都市美対策審議会における議論と施策との直接的な関係性は明らかではないが、7)は当時の行政側の考えが窺える資料であり、ここで意見を参考にする旨の担当者の発言もあり、何らかの

関連があると言える。

- (5)山下公園・日本大通周辺地区では必ずしもデザインガイドラインという名称は用いられていないが、本稿では統一してデザインガイドラインと呼び、初出あるいは比較の場合においては文献資料での一般的名称を用いる。
- (6)街づくり協議指針は敷地・建物の共同化、壁面後退、建物用途、駐車場の設置、景観（形態、広告物、設備）、緑化の各項目について地区ごとに行政側が基準を決める。
- (7)1995年に「街づくり協議要綱」として定められ、「街づくり協議メモ」は廃止されたが、「街づくり協議書」と「街づくり協議決裁用紙」が同様の役割を果たしている。
- (8)指導結果の数値は、指針（壁面後退、色彩、素材）に何らかの配慮をしたことが「街づくり協議メモ」に記述されている件数であり、新築における件数（新築+増築における件数）で表した。

#### 参考・引用文献

- 1)大方潤一郎(1989)、「ゾーニング体制下の市街地デザインコントロール手法の展開とその論理」、都市計画,161,pp70~78
- 2)浦口醇二(1995)、「景観ガイドライン：「形態ガイド」から「プロセスガイド」へ」、都市計画,196,pp61~64
- 3)瀬口哲夫(1999)、「景観行政における景観アドバイザー制度の運用と実態 助言内容と受容状況からの分析/愛知県半田市の事例」、日本都市計画学会学術論文研究論文集,34,pp.457~462
- 4)原田敬美(1998)「景観アドバイザー制度による景観行政の実態 - 東京北区の事例研究 -」日本都市計画学会学術論文研究論文集,33,pp.649~654
- 5)赤崎弘平(1992)「指導要綱に基づく都市景観整備施策における指導と応答について - 市街地整備のための建築のルールの地方的展開に関する研究」日本都市計画学会学術論文研究論文集,27,pp.115~120
- 6)北沢猛(1993)、「横浜・自治体の都市戦略としての都市デザイン」、渡辺定夫編著、『アーバンデザインの現代的展望』,pp.60~82
- 7)(1965~1968)、「都市美対策審議会議事録」、横浜市
- 8)清水久雄(1975)、「アーバンデザインと法制度」、調査季報,47,pp.39~48,横浜市企画調整局
- 9)横浜市企画調整室(1973)、「横浜市における地域・地区制の総合的活用による市街地環境創造の方法について その1~4」、日本建築学会大会学術講演梗概集,pp.1143~1150
- 10)岩崎駿介(1975)、「アーバンデザインとは何か」、調査季報,47,pp.11~19,横浜市企画調整局
- 11)高橋正宏「都心部強化事業におけるアーバンデザイン」、調査季報,47,pp.20~30,横浜市企画調整局
- 12)吉田岳・小林重敬・大方潤一郎・高見沢実(1989)「協議型市街地整備手法としての横浜市『街づくり協議』に関する研究」日本都市計画学会学術研究論文集,24,pp.229~234
- 13)(1989~1999)、「ゼンリン住宅地図」,ZENRIN
- 14) 主要なものとしては以下の文献

横浜市(1992)「SD Urban Design Yokohama」、横浜市(1989)「魅力ある都市へ 都市デザイン白書 1989+1983」、横浜市(1995)「街づくり協議指針」、田村明(1989)「都市ヨコハマ物語」、横浜市(1975)「調査季報 47」、